

避難行動要支援者個別避難計画書作成に関する Q&A

作成全般について

Q1 避難行動要支援者登録者名簿はどのようなものですか？また、名簿と個別避難計画の関係性は？

- A1 「避難行動要支援者登録者名簿」は、災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者（高齢者、障がい者等のうち、特に避難行動に支援が必要な方、以下「要支援者」とする。）をあらかじめ登録しておく名簿であり、要支援者本人の同意を得た上で、防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者、消防機関等に名簿の情報を提供し、災害時の避難支援や、安否確認等に活用するものです。
- 「個別避難計画」は、名簿を活用した避難支援をより実効性のあるものとするため、具体的な避難行動を平常時から話し合い、記録しておくものです。

Q2 個人情報を守られるのか？

- A2 災害対策基本法に秘密保持義務が定められており、防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者、避難支援者等は、要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています。

Q3 要支援者の支援は、行政がやるべき仕事ではないか？

- A3 要支援者に限らず、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することは市の責務です。しかし、過去の大規模広域災害を経て、「公助」（行政による支援）には限界があることが明らかになりました。
- 岡崎市としてできる限りの体制を整えています。行政がすぐに助けられるとは限らないため、災害から身を守るためには、自分の身は自分で助ける「自助」以外にないことをあらためてご理解ください。そして、行政による「公助」と連携し、近所の人等と助け合う「共助」による要支援者の支援等にご協力をお願いします。

Q4 個別避難計画は誰が作っていくものか？

- A4 国のガイドラインでは、「市が主体となり作成する方法」と、「本人・地域により作成する方法」を同時に進めて行くことが示されています。市では、優先度が高いと思われる計画の作成を主体的に推進します。
- 個別避難計画の作成は、地域にお住いの要支援者への支援につながるものであり、町内会などの防災力を高めることとなりますので、町内会などによる個別避難計画の作成をご検討ください。なお、作成していただいた個別避難計画は岡崎市の計画として活用を図りますので、作成後は福祉政策課へコピーをご提出ください。

Q5 個別避難計画の作成を進めて行く場合、町内会などの誰が主体となって進めて行くものか？

A5 町内会などで一体となって作成を進める必要がありますが、自主防災組織を管轄する町防災防犯協会長が町内会などを代表してご判断いただくことがスムーズかと想定します。

すでに個別避難計画の作成を進めている町内会などにおいては、計画作成の判断や作成における役割分担などは、従来の方で進めていただいで構いません。

Q6 個別避難計画作成時の参加者は？

A6 要支援者とその家族、避難支援者（候補）、自主防災組織等の地域の方、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者に加え、地域包括支援センター等の福祉関係事業所などが想定されます。なお、計画作成時の不明点や、重度の障がい・要介護のかたへの支援方法などのご相談等がありましたら福祉政策課へご連絡ください。

Q7 避難支援者には誰になってもらえばいいのですか？

A7 近隣住民の方が望ましいです。また、要支援者やその家族等にご確認のうえ選任することが望ましいです。なお、実効性のある個別避難計画にするため、同じ方が何人も避難支援者になることは望ましくありません。

【避難支援者の例】

近隣の知人・友人・親族、組長、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者など
※個人ではなく、町内会等の団体を記載することもできます。（例：〇〇町〇組）

Q8 避難支援者になると必ず支援しなければならないのでしょうか？

A8 避難支援は、避難支援者自身やその家族の安全を確保した上で可能な範囲で実施していただくものです。災害時に避難支援ができない場合に責任が発生するものではありません。

Q9 「避難支援」とはどの程度まで行わなければならないのですか？

A9 まず要支援者やその家族に連絡し、安否確認や情報伝達をしてください。あわせて、可能な範囲で、要支援者と一緒に避難して頂きたいと思います。

Q10 避難支援者で対応が困難な場合は？

A10 被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援できない場合も考えられます。決して無理な状況下での避難支援は行わないでください。そのような場合には、市の災害対策本部、消防、警察にご連絡いただき、救助要請をお願いします。

Q11 個別避難計画書の最後に要支援者本人の同意欄があるのはなぜか？

A11 災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画の作成及び情報提供について要支援者本人の同意が必要になったためです。

計画作成は、要支援者が計画作成に関する重要事項を理解したうえで進める必要があるため、別紙「避難行動要支援者個別避難計画書作成についての重要事項説明書」を要支援者本人やその家族等へお見せしたうえで、作成を進めてください。

Q12 個別避難計画書の避難支援者欄に自署が必要なのはなぜか？

A12 個別避難計画に記載された避難支援者の情報は、要支援者の支援のため避難支援関係者等へ情報提供されます。情報提供への同意のため、避難支援者本人が確認のうえで自署してください。
※町内会等の団体が避難支援者となる場合は、団体内のどなたかが記入してください。

Q13 重度の障がいのある要支援者（寝たきりや医療器具を装着している、または移動に複数名の介助を必要とするなど）の「避難場所」や「避難経路」はどのように記入すればよいか？

A13 要支援者本人やその家族、避難支援者などと相談し、現実的な避難の仕方、避難場所を記入してください。また、避難時の支援で注意が必要な内容があれば、配慮事項欄へ記入してください。

Q14 避難場所が近くに複数ある場合に、個別避難計画にはどの避難場所を設定するべきか？また、災害時の避難行動との関係性は？

A14 【個別避難計画で設定する避難場所について】
防災ガイドブック、水害対応ガイドブック等を確認し、市が開設する避難場所等を設定して災害に備えてください。災害の種類により避難場所が異なる場合には、避難場所を複数設定することが必要です。計画作成にあたり、避難場所の設定方法などで詳細なご相談等がありましたら、福祉政策課へご連絡ください。

【災害時の避難行動について】

避難場所も危険な場合があることから、地震や水害などの災害の種類や降雨条件により、どこの避難場所を開設するのかを判断しています。全ての避難場所が必ず開設されるとは限りませんので、災害時の情報を入手できるように備え、岡崎市からの情報を確認してから避難してください。

また、水害や土砂災害の危険性がある避難場所は開設しません。平常時から、防災ガイドブック、水害対応ガイドブック等にて、災害の種類に応じた避難場所を確認し、要支援者本人または家族等の状況を考慮しながら、安全で避難しやすいと思われる避難場所と経路を選択してください。

Q15 具体的にどの時点で避難を開始すればいいのでしょうか？

A15 【大雨の場合】 大雨による川の氾濫や土砂災害の危険が高い地域は、要支援者の心身状況を考慮して、早めの避難行動が大切です。「警戒レベル3」高齢者等避難の発令時には、確実に避難行動を始めるよう、要支援者本人やその家族、避難支援者と連携してください。ただし、場合によっては、「警戒レベル3」高齢者等避難が発令され

ていない状況で、「警戒レベル4」避難指示が発令される場合があります。その際は、速やかに避難してください。

【地震の場合】 まずは、要支援者の安否確認を行ってください。その後、家屋の倒壊の恐れ又は火災の危険性がある場合は避難場所に避難してください。

Q16 個別避難計画どおりに避難できない場合はどうなるのか？

A16 予定した避難とは異なったとしても、個別避難計画には、個人の身体状況や留意すべき事項などが記載されており、避難するうえで役に立つ情報が記載されていますので、参考としてください。まずは安全な場所に避難して頂くことが重要となります。

個別避難計画の作成後について

Q17 個別避難計画の作成が完了した場合どうすればいいか？

A17 福祉政策課へご連絡ください。市において計画書を確認し、本市の個別避難計画として要支援者の支援のために活用を図ります。

作成後は、地域の皆様と連携を図っていただきながら、訪問調査・現況確認等を随時実施して、必要に応じて個別避難計画の更新をお願い致します。なお、更新時にも福祉政策課へご連絡をお願いいたします。

Q18 作成が完了した個別避難計画は誰に情報提供されるのか？

A18 個別避難計画は要支援者の避難支援のため、要支援者本人及び防災防犯協会、民生委員児童委員、学区福祉委員会支援者、避難支援者等へ情報提供を行います。情報提供された個別避難計画は、計画内容の改善や避難の実効性の向上につなげるため、地域の避難訓練などへのご活用をお願いいたします。

(担当：福祉政策課 総務企画係 TEL 23-6851)